

## 東伊豆町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会が開設する東伊豆町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の特徴を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行い、また利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会

(2) 所在地 東伊豆町白田306番地（東伊豆町保健福祉センター2階）

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（介護支援専門員）1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員（常勤）1名以上（内1名は管理者と兼務）

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(3) 事務職員 1名 必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(1) 営業時間午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 居宅及びその他必要と認められる場所において行う。

(2) 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案して書式化されたアセスメント方式を使用する。

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問する。

(5) モニタリングの結果記録 月1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満  
500円

(2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上  
700円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東伊豆町の区域とする。

(その他運営についての重要事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の

とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる他、従業者でなくなった後についてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用の契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成12年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年12月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(第4条第2号の一部改正…介護支援専門員2名→3名  
常勤2名、非常勤1名)
- 4 この規程は、平成18年12月1日から施行する。  
第4条第2号  
「介護支援専門員3名」を「介護支援専門員2名」「常勤2名」
- 5 この規程は、平成26年5月26日から施行する。